

大分県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生時に、避難所、福祉避難所等(以下「避難所等」という。)において高齢者や障がい者等の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を支援する大分県災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(派遣協定等)

第2条 チームの派遣に協力する社会福祉法人や医療法人等(以下「協力法人等」という。)は、「大分県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書(様式第1号)」を大分県知事(以下「知事」という。)に提出する。

2 知事は、協力法人等と「大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(様式第2号)」を締結する。

3 協力法人等は、チーム員として活動可能な者について、「大分県災害派遣福祉チーム員登録簿(様式第3号)」(以下「登録簿」という。)を作成し、知事に提出するものとする。この場合、登録簿に掲載する者は、県が実施する「チーム員養成基礎研修」(以下「基礎研修」という。)を修了した者及び特に知事が認めた者とする。

4 協力法人等は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、知事に提出するものとする。

(派遣基準・派遣期間等)

第3条 チームは、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害(大規模災害)が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、知事が派遣する必要があると認めた時に活動するものとする。ただし、県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都道府県等から知事に対してチームの派遣要請があり、かつ知事が派遣する必要があると認めたときにも活動するものとする。

2 チームの活動期間は、原則として災害の初期(発災後7日間程度)とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(派遣要請)

第4条 知事は、前条第1項の派遣基準に基づき、協力法人等に対し、「派遣要請書(様式第4号)」(以下「要請書」という。)によりチームの構成員の派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

2 派遣要請は、協力法人等に、チーム単位での派遣を要請する「チーム派遣要請」と、複数の協力法人による混成チーム編成を前提として、数名(1名～3名程度)の派遣を要請する「チーム員派遣要請」のいずれかによるものとする。

- 3 協力法人等は、知事から、いずれかの派遣要請があったときは、速やかに派遣の可否を知事へ報告するとともに、派遣が可能な時は、チームの構成員を派遣する。

(チームの編成等)

第5条 チームは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上、かつ、所属する協力法人等の長の承認と推薦を受けた者で、原則として基礎研修を修了した者により構成する。ただし、協力法人等に所属していない者であっても、その他の条件を満たす場合はこの限りではない。

- 2 知事は、基礎研修を修了した者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。
- 3 チームは、1チームにつき3～5名程度とし、複数の職種で構成することを基本とする。
- 4 知事は、チーム員の中からリーダー及びサブリーダーを指名する。リーダーは、チームを統括し、サブリーダーはリーダーの業務を補佐するものとする。

(活動内容)

第6条 チームは、以下の活動を行うものとする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している方(以下「避難者等」という。)の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性の有無について県に報告する。

(2) 要配慮者のスクリーニング

- ① 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ② 避難者等の福祉的課題を早期に整理するとともに、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(3) 要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

(4) 介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。

(5) 福祉避難スペース(室)や福祉避難所の開設、運営支援

必要に応じて、避難所等に福祉避難スペース(室)の設置が行われるよう、開設や運営の支援を行う。

(6) 避難環境の整備

避難所等の環境面において福祉的な課題がある場合には、その改善を図る。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

- 3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や関係機関から派遣される医療救護班等及び他機関との情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 4 チームの構成員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自らの安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(活動報告)

第7条 協力法人等は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について、「大分県災害派遣福祉チーム活動報告書(様式第5号)」(以下「報告書」という。)により知事に報告するものとする。

(各団体等の役割)

第8条 この要綱における各団体等の役割は以下に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村(災害対策本部)等関係機関との連絡調整を行う。また、チームの派遣の要否を判断し、必要に応じて協力法人等にチームの構成員の派遣を要請する。

(2) 協力法人等

知事からの要請により、チーム又はチーム員の派遣を行う。

(3) チーム員

知事からの要請により、指定する場所に参加し、チームとしての活動を行う。

(費用負担等)

第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

4 県は、チームの構成員を派遣した協力法人等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

(研修及び訓練等)

第10条 知事は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 協力法人等は、チーム員が研修及び訓練へ参加するよう努めるものとする。

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

別表(第5条関係)

区 分	名 称
国家資格等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師
そ の 他	特に知事が認めた者

(様式第1号)

大分県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地 _____

法人又は施設名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

大分県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第2条の規定に基づき、大分県災害派遣福祉チームの派遣について、協力することを申し出ます。

記

施設名	所在地	連絡先	連絡責任者 氏名	派遣可能者（注1）	
		1 電話番号 ----- 2 FAX 番号 ----- 3 電子メール		資格（職種）	人数

(注1) 派遣可能な資格・職種名と実人数を記載すること。

1人の人が複数の資格・職種を有する場合は、すべての資格・職種名を記入すること。

(注2) 行が足りない場合は適宜追加すること。

(様式第2号)

大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

大分県（以下「甲」という。）と（法人又は施設の長）（以下「乙」という。）とは、大分県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「チーム設置要綱」という。）に基づき、大分県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1 この協定は、大規模災害発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

(登録簿の作成)

第2 乙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、大分県災害派遣福祉チーム員登録簿（チーム設置要綱様式第3号。以下「登録簿」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(派遣要請等)

第3 甲は、要綱第3条の派遣基準に基づき、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、原則として大分県災害派遣福祉チーム派遣要請書（チーム要綱様式第4号）により直接又は事務局を通じて、乙に対してチーム員の派遣を要請するものとする。

2 甲が乙に対して行う派遣要請は、チーム単位での派遣を要請する「チーム派遣要請」と、混成チーム編成に必要な人員の派遣を要請する「チーム員派遣要請」のいずれかによるものとする。

3 乙は、甲からチーム又はチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を甲に報告するとともに、甲の指示に従い派遣するものとする。

4 甲が乙に要請するチームの派遣先は、原則として大分県内とする。ただし、大分県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲にチームの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、大分県外の地域への派遣を要請することができる。

(活動内容)

第4 乙が派遣するチーム員は、避難所等において次の活動を行うこととする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を甲に報告する。

(2) 要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設

などに繋ぐ。

避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(3) 要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

(4) 介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(5) 福祉避難スペース(室)や福祉避難所の開設、運営支援

必要に応じ、避難所等に福祉避難スペース(室)の設置が行われるよう、開設や運営の支援を行う。

(6) 避難環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。

2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班及び他機関と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

4 チームの構成員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

5 チーム員は、乙の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6 チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。

(活動報告)

第7 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、原則として大分県災害派遣福祉チーム員活動報告書(チーム設置要綱様式第5号)により甲に報告するものとする。

(補償)

第8 甲は、チームの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担)

第9 甲の要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

2 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

3 前号に掲げる場合以外の場合、甲が別に定める。

(定めのない事項等)

第10 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第11 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大分県
大分県知事

乙 住所
法人又は施設名、代表者

(様式第 3 号)

大分県災害派遣福祉チーム員登録簿

法人又は施設名 _____
連絡責任者 _____
(電話番号) _____
(FAX番号) _____
(電子メール) _____

(チーム員)

番号	施設名	所在地	職種	(連絡先) 電話番号
			氏名	電子メール

(様式第4号)

大分県災害派遣福祉チーム（チーム・チーム員）派遣要請書

年 月 日

(法人又は施設名) 殿

大分県知事

大分県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第4条及び大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定に基づき、下記のとおり大分県災害派遣福祉チームの（チーム・チーム員）の派遣を要請します。

記

番号	災害名	活動予定地 (市町村)	職種	氏名	摘要 (登録番号)

(担当)
(所属)
(連絡先)

(様式第5号)

大分県災害派遣福祉チーム活動報告書

報告： 年 月 日

報告者	職名		氏名	
所属 (法人又は施設名)				
活動期間	出動要請を受理した時刻	年	月	日(曜日) 時 分
	出動時刻	年	月	日(曜日) 時 分
	到着時刻	年	月	日(曜日) 時 分
	終了時刻	年	月	日(曜日) 時 分
	帰着時刻	年	月	日(曜日) 時 分
派遣場所 (移動経路)				
現場の災害概況 及び 要配慮者の状況				
活動内容				
出動者	団体名	施設名	職種	氏名
特記事項				